

Information

個人住民税の定額減税が実施されます

令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税(市民税・県民税)の定額減税が実施されます。

定額減税の対象者

令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

定額減税額

- ①納税義務者本人…1万円
- ②配偶者を含む扶養親族(国外居住者を除く)
…1人につき1万円



定額減税の実施方法

①給与所得者(特別徴収)

令和6年6月分の給与天引きは実施せず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分から令和7年5月分で給与天引きします。

②事業所得等の(普通徴収)

第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除します。

③年金所得者(年金特別徴収)

令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

照 会 税務課 ☎0537-851114

私有地から張り出した樹木などは所有者が責任を持って管理してください

私有地から道路上に張り出した樹木などは、日常的な雨や風の影響で枝が折れたり、垂れ下がったりすることがあります。これらは、歩行者や自動車の視界などを妨げ、重大な事故の原因となる恐れがあります。道路上に張り出した樹木などの維持管理も土地所有者の義務です。

なお、張り出した樹木などにより事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任(民法717条)を問われる可能性があります。道路通行者だけではなく、自分自身も守るために、私有地から樹木などが張り出している場合は、ご自身の責任で伐採をお願いします。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※民法717条…「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」



国道・県道に関する問い合わせ先
袋井土木事務所維持管理課 ☎0538-423215

市道に関する問い合わせ先
建設課 ☎0537-851122